

和歌山県版市場化テスト ＜和歌山県＞



若林 誠治
和歌山県総務部総務管理局
行政経営改革室副室長

和歌山県行政経営改革室の若林でございます。本日は、和歌山県版市場化テストについてご説明させていただきます。

まず、導入の背景。これは三つございます。

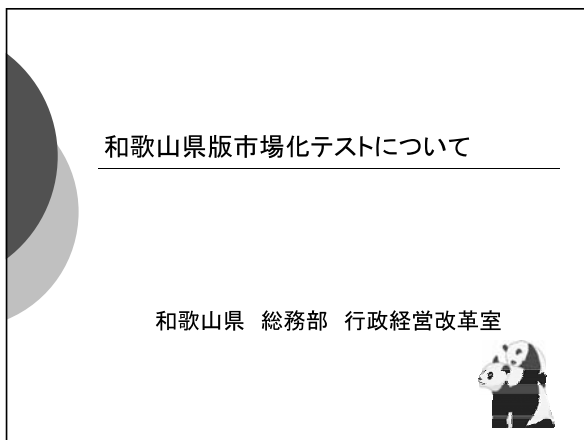
一つは、財政危機。これは「三位一体の改革」の影響でございます。

和歌山県の場合、平成16年度で交付税が286億円減りました。和歌山県の1年間の警察運営に必要な経費、警察官の人件費、パトカーの燃料費、信号機の電気代

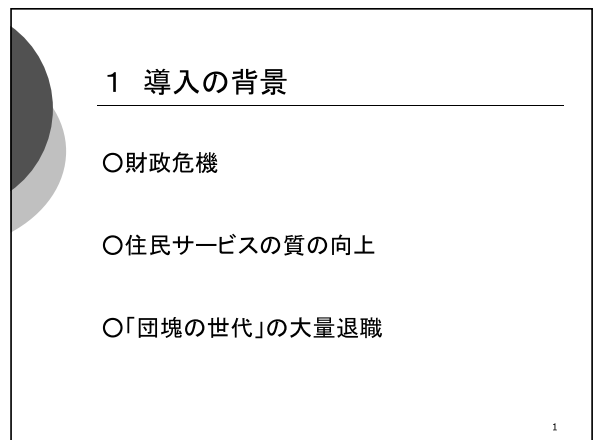
など一切含めて294億円です。これに相当する一般財源の額がなくなってしまったということです。その後も「三位一体の改革」は続いていますので非常に厳しい状況にあります。

今年はプロ野球で、阪神タイガースが終盤、猛烈に追い上げました。その原動力は何か。相手打線を抑えるJ F Kです。地方自治体の歳出にもJ F Kがあるのをご存知ですか。

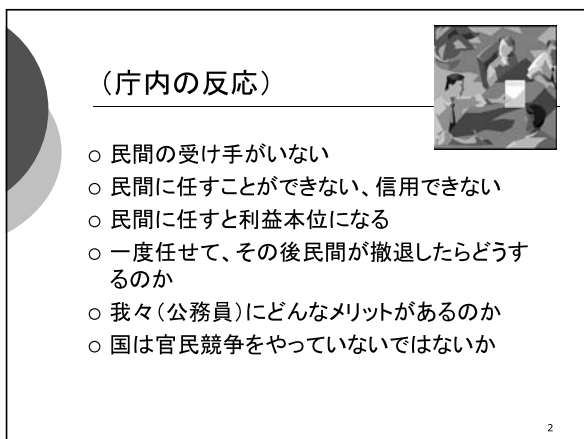
Jは人件費、Fは生活保護など扶助費と呼ばれるも



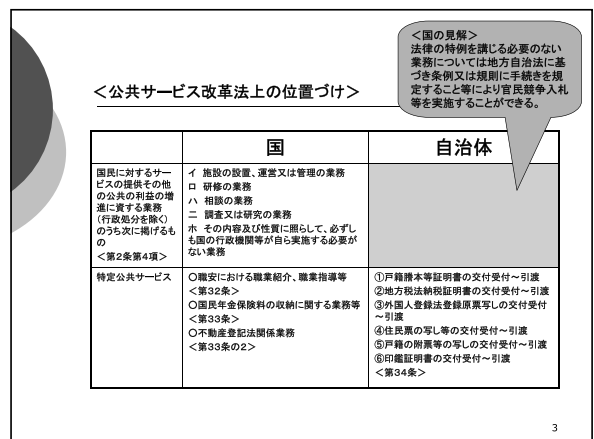
1



2



3



4

和歌山県版市場化テストについて

和歌山県 総務部 行政経営改革室



1 導入の背景

- 財政危機
- 住民サービスの質の向上
- 「団塊の世代」の大量退職

(庁内の反応)

- 民間の受け手がいない
- 民間に任すことができない、信用できない
- 民間に任すと利益本位になる
- 一度任せて、その後民間が撤退したらどうするのか
- 我々(公務員)にどんなメリットがあるのか
- 国は官民競争をやっていないではないか



＜公共サービス改革法上の位置づけ＞

	国	自治体
国民に対するサービスの提供その他の公共の利益の増進に資する業務 (行政処分を除く)のうち次に掲げるもの ＜第2条第4項＞	イ 施設の設置、運営又は管理の業務 ロ 研修の業務 ハ 相談の業務 ニ 調査又は研究の業務 ホ その他内容及び性質に照らして、必ずしも国の行政機関等が自ら実施する必要がない業務	
特定公共サービス ＜第32条＞	○職安における職業紹介、職業指導等 ○国民年金保険料の収納に関する業務等 ＜第33条＞ ○不動産登記法関係業務 ＜第33条の2＞	①戸籍簿本等証明書の交付受付～引渡 ②地方税法納税証明書の交付受付～引渡 ③外国人登録法登録簿原簿写しの交付受付～引渡 ④住民票の写し等の交付受付～引渡 ⑤戸籍の附票等の写しの交付受付～引渡 ⑥印鑑証明書の交付受付～引渡 ＜第34条＞

＜国の見解＞
法律の特例を讀むる必要のない業務については地方自治法に基づき条例又は規則に手続きを規定すること等により官民競争入札等を実施することができる。

の、Kは借金を返す公債費。これらは、義務的経費と呼ばれるものです。このうち、FとKは、さすがに削ることはできません。しかし、J、聖域と呼ばれていた人件費は、人の削減、給料カットという形で削られてきています。それをカバーするためにも市場化テストといった形が必要ではないかと考えた次第です。

二つ目、住民サービスの質の向上。これも「三位一体の改革」の影響を受けています。所得税から住民税に税源移譲されたとき、住民税がものすごく高くなっているじゃないかと非常にもめました。住民の方が自治体に払っている税金の重大さにお気づきになり、自治体のサービスに非常に厳しい目を向けるようになりました。そこで、住民サービスの質の向上が求められてきているということです。

三つ目は、団塊世代の大量退職です。和歌山県も例外ではございません。世の中が公務員の人件費に厳しい視線を注いでいる中、団塊世代の退職は、渡りに船という誤解があるかもしれませんが、そういう部分があります。新規採用を抑えれば、自動的に人員が削減される。しかし、単純に人員削減をすると、職員1人あたりにかかる業務量が過重になる。これを回避するためには、アウトソーシングを進めることが必要であり、その一手法として市場化テストに取り組

んでいこうと考えた次第です。庁内の反応は、ここ（資料3）に書いてあるとおりです。少しネガティブな意見でした。負けた結果どうなるのか、国だってやっていないではないかといったものでした。

次に、市場化テストの公共サービス改革法における位置付けについてご説明します。


公共サービス改革法第2条4項には、国民に対するサービス云々ということで、国はイロハニホト、こういう業務をすると書いています。特定公共サービスは簡単に言うと、法律で公務員がしなければならないサービスです。こうした分野に特例を設けて、一種の特区のような形で、これは民間に開放しますとなっています。

自治体に関する規定は特定公共サービスの分しか書いていません。ところが、内閣府の説明会とかを聞きますと、国の見解は、「法律の特例を講じる必要のない業務については、地方自治法に基づき、条例または規則に手続を規定すること等によって、官民競争入札を実施することができる」ということでありました。私どもの市場化テストは、まさにこの部分を実施したことになります。

業務は庁舎管理、対象は県庁南別館です。危機管理局などが入っていて、入居人員は約780名です。平成

2 対象施設

- 和歌山県庁南別館
- 鉄骨構造 地上10F(高さ約51m)
ピロティ形式 柱頭免震
建築面積 1,181.6㎡
延床面積12,000㎡
- 入居機関
(防災センター部分)
危機管理局、企画部情報システム課、救急医療情報センター
(分庁舎部分)
県土整備部、教育委員会、海草振興局、和歌山県税事務所
- 入居人員 約780名



4

3 スケジュール

- 8.28 第1回市場化テストモデル評価委員会(実施要項の審議)
- 9.12 入札参加資格告示、入札公告(実施要項配布開始)
- 9.12~9.26 資格審査申請書類の配布
- 9.12~10.6 資格審査申請書類の受付
- 9.28 入札説明会(約20社参加)
- 10.11 第2回市場化テストモデル評価委員会(入札参加資格審査)
- 10.30 入札(事業計画書・入札書の提出 4社が入札、県管財課も提出)
- 11.20 第3回市場化テストモデル評価委員会(事業計画書のヒアリング、開札)
- 12.22 委託契約締結
- 1.4~ 委託開始


5

4 実際の取り組み上の課題と対応

①官民競争入札の実施

地方自治法第234条第3項
「普通地方公共団体は、一般競争入札又は指名競争入札に付する場合には政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをしたものを契約の相手方とする」

管財課が知事あてに入札?



6

↓

- 地方自治法第234条第3項(総合評価一般競争入札)
「普通地方公共団体は……政令の定めるところにより、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者以外の者を契約の相手方とすることができる。」
- 地方自治法施行令第167条の10の2第1項
「……予定価格の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が当該普通公共団体にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とすることができる。」

7

18年度中に取り組んだスケジュールですが、8月に市場化テストモデル評価委員会というものをつくり、12月22日に契約を締結し、委託を開始しました。市場化テストに実際に取り組んだところ、初めてのことなのでいろいろな問題がありました。

一つ目は、官民競争入札の実施ということでした。市場化テストをするにあたり、ハローワーク、社会保障庁の関係など国の例はどうなっているのか調べました。すると、すべて民競争入札だった。官が参加していない。国モデル事業は、制度の本格導入前の試行であって官民の本格的な参入のための法制度が整備されていないという理由で、官はいわば不戦敗の形でした。国は大変だなと思いました。しかし、我々ができるのではないかという話になったのです。地方自治法234条の3を見ますと、「申込みをした者を契約の相手方にする」と書いてあります。官民競争入札で、庁舎を管理する管財課が知事に入札を出すというのはあり得るのかと非常に悩みました。内閣府、総務省にお聞きすればよかったです。自分たちでかなり悩みました。

結果、地方自治法には総合評価一般競争入札の規定があり、「価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものをもって申し込みをしたもの

を落札者とすることができる」「あらかじめ、当該総合評価一般競争入札に係る申込みのうち価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものを決定するための基準を定めなければならない」とあります。この総合評価一般競争入札の規定がありますので、落札者決定基準というのを決めればいいのです。落札者決定基準を、「官が示した条件より有利な条件を出した者」という項目にすればいいのではないかとということになったのです。今お話しすると、ばかみたいですけど、一月ぐらいはものすごく悩んだ結果なのです。これによって、県も入札するが、県を基準にしてそれを上回らなければならないということで、実質、官と民の競争を確保するという形をとりました。

二つ目に悩んだのが、官の入札価格の調整です。民の価格には減価償却費や退職手当引当金といった経費があります。ところが、我々は複式簿記ではありません。管財課の入札額に退職手当引当金の相当分6%を乗せたり、標準事務費、人件費を加算しました。簡便型で実施したわけですが、これが正しいかどうかは今でもよくわかりませんが、簡便型でやったというのが事実です。


三つ目に情報の遮断というのがあります。私ども行政経営改革室と入札に参加する管財課は、同じ総務部

↓

- 地方自治法施行令第167条の10の2第3項
「普通地方公共団体の長は……あらかじめ、当該総合評価一般競争入札に係る申込みのうち価格その他の条件が当該地方公共団体にとって最も有利なものを決定するための基準(以下「落札者決定基準」という。)を定めなければならない。」

↓

- 落札者決定基準を「官が示した条件より有利な条件を出したもの」という項目にする。




8

↓

＜実際の実施要項における表現＞

- 「総合評価点の算出方法により算定した総合評価点を比較して最も高い評価点を得た者を落札者とする。ただし、落札者の決定については、当該落札者は県が実施する場合の総合評価点を上回る総合評価点を得た者でなければならない。」



9

②官の入札価格の調整

- 民の価格には減価償却費や退職引当金といった要素が加味される。

⇨ 官は複式簿記ではない

↓

管財課の入札額に
「退職手当引当金」相当分として「給料+期末勤勉手当の額」に6%を上乗せし、人事課や事務集中課、出納室、税務課、情報システム課の「人件費」や「標準事務費」を算出して、加算した(簡便型)。

10

③情報の遮断

- 公共サービス改革法第16条第2項第6号
「官民競争入札の実施に関する事務を担当する職員と官民競争入札に参加する事務を担当する職員との間での官民競争入札の公平性を阻害するおそれがある情報の交換を遮断するための措置に関する事項」を定める

行政経営改革室と管財課は
同じ総務部の総務管理局

↓

徹底した情報公開

11



総務管理局。情報をちゃんと遮断しなければならないという規定に公共サービス改革法はなっているのですが、その方法がわかりませんでした。これもいまだに結果はわかりません。私どもが実施したのは、情報を遮断できないなら徹底した情報公開をしようと。官の知っていることは民も知っているというパターンでいこうという考えで実施しました。

四つ目は技術的な課題。いろいろあります。

暴力団の排除という話。これは非常に難しい問題だと今でも思っています。

それから、コンソーシアム。総合的な力がない地元企業が参入するために必要なことです。

それから、評価委員会での評価の仕方です。初めて評価するとき、どうしたらいいのだろうと。そこで考え出したのは、管財課の評価を真ん中に置くということです。管財課より優れていると思ったら4点、ものすごく優れていると思ったら5点、劣ると思ったら2点、ものすごく劣ると思ったら1点と評価してもらいました。

そして、技術点と価格点の配分。これは1対1にしました。技術点が500点、価格点500点。この割合をどうするのかというのも悩んだ次第です。入札の結果、A社が落としました。D社のほうが加算点、いわゆる技術点はすぐれています。ところが、価格点で逆転されてしまい、総合評価の結果、A社に落ちています。

これ(資料16)が入札の結果ですが、管財課は少し工夫して予定価格より金額を下げっていますが、それでも1億8,600万円。民間事業者が落札した価格は1億3,200万。予定価格と比較して5,600万、約30%、管財課と比較しても30%ぐらい落ちています。

はしょった話で、わかりにくい点はお許しください。現時点でいろいろ疑問は残っていますが、整理できていない、私の思い込みもあるのですが、その分だけ最後にご説明します。

一つは、耐震偽装の問題の影響です。「民間ででき

④その他技術的な課題

A 暴力団の排除

府官監第28号(平成18年12月13日)
「…落札者を決定する前に…都道府県警察に対し、…全ての入札参加事業者の暴力団排除条項該当性の有無について意見聴取を行う…」
「警察本部から『暴力団排除条項に該当する』旨の回答があった場合は…入札に参加させないものとする。」

12

13



・ 排除の対象

(1)欠格事由(法第10条)

→暴力団員等に該当する場合は入札に参加することができない

(2)契約解除事由(法第22条第1項)

→暴力団員等に該当する場合は契約を解除できる

暴力団排除をより徹底するために

(3)契約書に基づく契約解除事由(契約条項に定める)

→暴力団員を業務を統括する者又は従業者としている場合

→暴力団又は暴力団関係者(暴力団の構成員及び暴力団に協力し又は関与する等、これと交わりをもつ者をいう。)と社会的に非難されるべき関係を有している場合

13

14

B コンソーシアム

・地元企業の参入

C 評価委員会での評価の仕方

・管財課の評価を中位に置く

D 技術点と価格点の配分

技術点500点(基礎点200点+加算点300点)
+価格点500点=1000点満点

14

15

5 入札の結果

①得点

	入札額(税込)	基礎点	加算点	価格点	総合評価点
管財課(落札決定基準)	186,715,652	200	180.0	2.0	382.0
A社	131,250,000	200	209.2	149.9	559.1
B社	151,200,000	200	192.4	96.7	489.1
C社	179,955,300	200	163.6	20.0	383.6
D社	149,100,000	200	227.0	102.3	529.3

価格点=価格点の配点(500)×(1-(入札額/予定価格))

15

16

ることは民間に」と前々総理は言われたのですが、民
 でできることでも官でなければならぬのではない
 かという逆風、反動があります。

二つ目は、公務員側のインセンティブという問題で
 す。市場化テストをするためのインセンティブは公務
 員側にはないのです。今のもののほうがよくて、わざわざ
 競争するインセンティブがないということです。

三つ目は対象業務です。これは他都道府県の事例で
 す。北海道、東京、大阪などで取り組まれています。
 東京都は官民競争入札でやったのですが、それ以外は
 民間競争入札です。公共サービス改革法ができたとい
 っても、うちの県の例を含めても、まだこれぐらい
 しか例はありません。対象業務を選ぶことが非常に難
 しいということ、要するに、現在公務員が行っている
 部署に競争させるということの難しさを示していま
 す。

それから、従来の民間委託との相違がよくわからな
 いということです。これは、官民で競争するという部
 分を除けば、つまり民間競争入札であるなら、従来の
 民間委託との違いを説明することはものすごく難しい
 ということです。ただ、相違を明確化する必要がある
 のかどうかはわかりませんが…。

それから民間の受け手の話です。サービス産業は、
 過疎地域に進出するのかという話です。現実には、民
 間が進出しないところを官が持っているので、市場化
 テストの対象によってはこういう悩みが出てくるので
 はないかという気がします。

最後に、公共サービスの質の概念。庁舎管理を民間
 業者にお願いしました。一番多いのは、トイレが汚れ
 ているという苦情です。仕様書に日に3回トイレを清
 掃してくださいと書いています。ところが、どうして
 も汚れてしまう、汚すほうも汚すほうですが…。文句
 言われてもなあと思ったのですが、PFIのときによく
 使われる概念ですが、性能発注というものがありま
 す。日に3回掃除しなさいという仕様ではなく、トイレ
 は常に清潔に保つことという仕様です。これから市
 場化テストを実施していく上で、性能発注を勉強しな
 いといけないと思っています。

市場化テストは昨年からはまったばかりです。自治
 体の常で、どこかの自治体があれば、そのあとをほか
 の自治体が追いかけていくと思います。皆さんも一度、
 市場化テストにトライしてみようとお考えいただけれ
 ばありがたいと思います。ご清聴ありがとうございました。

②入札の結果評価

1 予定価格	187,454,425円
2 管財課入札価格	186,715,652円
3 民間業者落札価格	131,250,000円
4 予定価格と落札価格比較	▲56,204,425円 ▲30%
5 管財価格と落札価格比較	▲55,465,652円 ▲30%

16

17

6 残された問題点

- 民でできることでも官で
- 耐震偽装問題
- 公務員側のインセンティブ

17


18

- ### 対象業務
- 北海道→特定疾患等医療受給者証申請審査
農業試験場における農業技能業務
 - 東京都→都立技術専門校における職業訓練
(短期課程6ヶ月)
 - 大阪府→職員研修業務
自動車税事務所の催告事務
 - その他→旅券業務、各種統計調査、運転免許関
係、総務事務センター
- 18

19

- ### 従来型の民間委託との相違の明確化
- 民間の受け手
 - サービス産業は過疎地域に進出するか
- 19

20



公共サービスの質の概念

- ・性能発注

20

21